

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等
に関する特別措置法・同法施行令の一部改正について
(報告事項)

平成17年6月
国土交通省

明日香法の体系

目的（1条）

明日香村の歴史的風土が、明日香村の全域にわたって良好に維持されていることにかんがみ、住民の理解と協力の下に保存するため、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法の特例及び国等において講ずべき特別の措置を定める

歴史的風土保存と住民生活の調和を図るための措置

明日香村整備基本方針（4条）

（国土交通大臣決定）
明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針

明日香村整備計画（3次H12～21）（4条）

（奈良県知事作成、国土交通大臣承認）
生活環境及び産業基盤の整備等を推進するため、基本方針に基づき策定
（内容）
・生活環境の整備（道路、河川、下水道等）
・産業の振興（農業、林業、観光）
・歴史的風土の保存と文化財の保護

国の負担又は補助の割合の特例（5条）

明日香村整備計画に基づいて行う一定の事業の国庫補助率等をかさ上げ
（H21まで）

地方債についての配慮等（6条）

明日香村整備計画に基づいて行う事業のための地方債について特別の配慮

明日香村整備基金（8条）

（総額31億 国24億、県6億、村1億）
運用益により以下の事業を実施
・歴史的風土保存を図るための事業
・土地の形質、建築物等の意匠等を歴史的風土と調和させるための事業
・歴史的風土保存に関連した、住民生活の安定向上、利便増進のための事業

歴史的風土保存のための土地利用規制等

明日香村歴史的風土保存計画（2条）

（国土交通大臣決定）
村全域を対象。行為規制、土地利用等に関する事項

第1種・第2種歴史的風土保存地区に関する都市計画決定（3条）

（奈良県知事決定）
明日香村歴史的風土保存計画に基づき村全域について決定

- ・第1種保存地区
歴史的風土保存上重要な部分を構成し、現状の変更を厳に抑制する地域
- ・第2種保存地区
歴史的風土の維持保存を図るため、著しい現状の変更を抑制する地域
- ・建築物の新築等一定の行為については知事の許可が必要

土地の買入れ等（古都法）

- ・不許可処分に対し、損失補償及び土地の買入れ
- ・土地の買入れ、保存施設整備等に対し国が補助

特定事業の補助率かさ上げ制度の概要(明日香法第5条、同施行令第3条)

現行の補助率等かさ上げ制度は、明日香村特別措置法第5条の規定により、明日香村整備計画に基づく特定事業の補助率を1.25倍を限度としてかさ上げる制度。

特定事業：明日香村特別措置法第5条、同法施行令第3条に規定
道路、下水道、都市公園、教育施設、厚生施設（一般廃棄物処理施設）
農地、農業用施設（農道、用排水施設等）、林業用施設林道（林道等）

かさ上げ算定方式は、首都圏等財特法の例により下記算式により算定。

$$1 + 0.25 \times \frac{A - B}{B}$$

A：特定事業に係る明日香村負担額（B A 2 B）

B：明日香村の標準負担額（標準財政規模の10%）

特定事業に係る村負担額が大きいほどかさ上げ率は高くなる仕組み。

ただし、かさ上げ措置が効くためには、上記算定式により、特定事業にかかる明日香村の負担額が村の標準財政規模の10%を超えることが必要。

(参考) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法
第5条

明日香村整備計画に基づいて、昭和55年度から平成21年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものあっては、奈良県が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）第5条の規定の例による。

一 次の施設の整備に関する事業

イ 道路

ロ 下水道

ハ 都市公園

ニ 教育施設

ホ 厚生施設

ヘ 農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるもの

二 前号に掲げるもののほか、生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業で政令で定めるもの

2 （以下省略）

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令
第1条

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項第1号へに規定する政令で定める施設は、農業用排水施設、農業用道路及び林道とする。

第2条

法第5条第1項第2号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 簡易水道事業の用に供する水道施設の整備に関する事業
- 二 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）における良好な生活環境を確保するための施設等の整備に関する事業
- 三 農業振興地域における効率的かつ安定的な農業経営を育成するための施設等の整備に関する事業

第3条

法第5条第1項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。

- 一 道路整備緊急措置法（昭和33年法律第34号）第2条第1項に規定する道路整備五箇年計画の実施の対象となる道路に関する事業のうち道路整備緊急措置法施行令（昭和34年政令第17号）第2条第1項各号に掲げる事業以外の事業
- 二 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第2号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業
- 三 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業
- 四 義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和33年法律第81号）第2条に規定する義務教育諸学校の建物の新築、増築、改築又は改造に関する事業
- 五 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園の建物の新築、増築若しくは設備の整備に関する事業
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第117号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に関する事業
- 七 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所の施設の整備に関する事業
- 八 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）のうち次に掲げる事業
 - イ 土地改良法第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第78条第2項第7号に規定する土地改良事業であって農林水産大臣の定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）又は特定地域土地改良整備事業（同令第50条第5項に規定する特定地域改良整備計画に従って行われる土地改良事業をいう。以下同じ。）として行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業であって当該事業に係る土地改良事業計画が農村基盤整備計画（同令別表第5の1の項に規定する農村基盤整備計画をいう。以下同じ。）に即しているもの。
 - ロ 土地改良法第2条第2項第2号及び第3号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる事業（同項第2号に掲げるものに限る。）、特定地域土地改良整備事業として行われる事業及び前条第2号に掲げる事業と併せて行われる事業であって当該事業に係る土地改良事業計画が農村基盤整備計画に即しているもの
- 八 土地改良法第2条第2項第7号に掲げる事業のうち特定地域土地改良整備事業として行われる暗きょ排水に係る事業
- 九 森林法（昭和26年法律第249号）第193条に規定する林道の開設に関する事業
- 十 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業
- 十一 前条第2号に掲げる事業（農業用排水の水質保全等を目的として設けられる集落から排出される汚水の処理のための施設の整備に関する事業以外の事業にあつては、農村基盤整備計画に即して行われるものに限る。）
- 十二 前条第3号に掲げる事業であつて明日香村が奈良県知事の認定を受けて定める効率的かつ安定的な農業経営を育成するための施設等の整備に関する計画に即して行われるもの

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条の規定の例による。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合には、政令で定めるところにより、当該経費</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例）</p> <p>第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、又は補助するために要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条の規定の例による。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～5（略）</p>

について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

（財政上及び技術上の配慮）

第七条 国は、前三条に定めるもののほか、明日香村整備計画が円滑に達成されるよう、財政上及び技術上の配慮をしなければならない。

（財政上及び技術上の配慮）

第七条 国は、前三条に定めるもののほか、明日香村整備計画が円滑に達成されるよう、財政上及び技術上の配慮をしなければならない。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（交付金嵩上げ関係規定追加）

<p>明日香法</p>	<p>同法施行令</p>	<p>同法施行規則</p>
<p>（国の負担又は補助の割合の特例） 第五条 明日香村整備計画に基づいて、昭和五十五年度から平成二十一年度までの各年度において明日香村が国又は奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行う事業（奈良県から負担金、補助金又は交付金の交付を受けて行うものにあつては、奈良県が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するために要する費用の一部について国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は奈良県が負担するもの及び当該事業に係る経費を明日香村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（明日香村に対する負担又は補助のために奈良県が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条の規定の例による。</p> <p>一・二（略） 2～5（略）</p>	<p>（交付金等）</p>	

第五条の二 国は、特定事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前条の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

第八条 第五条の二に規定する政令で定める交付金は、次に掲げる交付金とする。

一 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十一条第一項に規定する交付金

二 第三条第十二号に掲げる事業に要する経費に充てるための交付金

2| 第五条の二の規定により算定する交付金の額は、特定事業に係る経費に対する通常の国の交付金の額に、首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）第五条第一項に規定する引上率を乗じて算定するものとする。

3| 第四条の規定は、特定事業について第五条の二の規定により国が通常の交付金の額を超えて当該年度の交付金を交付することとなる場合について準用する。